

取扱職種の範囲等の明示書

事業所名 静岡県立大学短期大学部

本校は、職業安定法（以下「法」という）第三十三条の二に定める「学校等の行う無料職業紹介事業」を行っており、法第三十二条の十三に定める「取扱職種の範囲等の明示等」について下記のとおり明示します。

1. 職業紹介対象者の範囲

本校の在校生及び卒業生又は退学者（ただし、卒業後又は退学後1年以内の者に限る。）を対象とする新規学校卒業見込者等とします。

2. 取扱職種の範囲等

次の場合を除いた新規学校卒業見込者等を対象とする全ての職種とします。

- イ) 申し込みの内容が法令に違反している場合
 - ロ) 法令により明示が義務付けられている労働条件を明示しない場合
 - ハ) 賃金、労働時間等の労働条件が通常の労働条件と比べて著しく不相当である場合
- ニ) 若者雇用促進法第十一条によって、公共職業安定所が求人不受理とすることができる求人者に該当する旨の自己申告があった場合

3. 苦情の処理に関する事項

当該事業に係る苦情等の問い合わせ事項の担当者は、職業紹介担当者です。本校は、職業安定機関と連携を図りつつ、当該事業に係る苦情に対しては、迅速かつ適切に対応いたします。

4. 求職者の個人情報の取扱いに関する事項

当該事業に係る個人情報の取扱者は、職業紹介担当者です。

取扱者は、個人情報に関して、新規学校卒業見込者等から本人の個人情報について開示の請求があった場合は、その請求に基づき本人の専攻や有する資格等客観的事実に基づく情報の開示を遅延なく行うものとします。さらに、これに基づき訂正（削除を含む）の請求があったときは、遅延なく訂正を行うものとします。